

日本私法学会個別報告審査規則

2000.12.2 理事会決定
2008.6.7. 理事会改正

〔目的〕

第1条 日本私法学会は、日本私法学会大会における個別報告について、学会報告にふさわしい学問的水準を確保するために、個別報告の申請に関して審査を行う。

〔個別報告審査委員会の設置〕

第2条 ①前条の審査を行うため、理事会の下に個別報告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
②理事会は、審査委員会の報告に基づき、当該年度に開催される日本私法学会大会において個別報告を行う者を決定する。

〔審査委員会の構成〕

第3条 ①審査委員会は、理事6人及び運営懇談会委員4人の委員をもって組織する。
②理事のうちから任命される委員3人及び運営懇談会委員のうちから任命される委員2人は、西ブロック（九州、中国、四国、関西及び中部の地域をいう。）に属する者とし、残りの委員5人は、東ブロック（関東、東北及び北海道の地域をいう。）に属する者とする。

〔審査委員の任命〕

第4条 審査委員会の委員は、理事会の議に基づき、理事長が任命する。但し、やむを得ない事情がある場合には、理事長は、理事会の議を経ることなく、審査委員会の委員を選任することができる。

〔審査委員の任期〕

第5条 審査委員会の委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

〔委員長〕

第6条 ①委員長は、委員の互選による。
②委員長は、審査委員会を総理し、審査委員会を代表する。

〔審査委員会の任務〕

第7条 審査委員会は、日本私法学会大会における個別報告に関する規程に基づいてなされた個別報告の申請に関して審査を行い、その許否に関する審査結果を理事会に報告する。

〔審査委員会の決定方法〕

第8条 ①審査委員会における個別報告の許可は、出席者の過半数で決する。
②審査委員会に欠席する委員は、個別報告審査に関して書面により意見を述べることができる。

〔申請者に対する通知〕

第9条 理事長は、個別報告の申請者に対し、個別報告の許可又は不許可の決定を通知する。

〔審査委員の氏名の公表〕

第10条 個別報告の申請に関する審査手続が完了するまでの間は、審査委員の氏名は公表しない。

附 則

この規則は、2000年12月2日から施行する。

この改正は、2008年6月7日から施行する。

日本私法学会大会における個別報告に関する規程

2000.12.2 理事会決定
2007.12.1 理事会改正
2008.6.7. 理事会改正
2015.10.10 理事会改正

〔目的〕

第1条 この規程は、日本私法学会大会における個別報告（以下「個別報告」という。）に関して、必要な事項を定める。

〔個別報告の資格〕

第2条 ①個別報告を行う者は、日本私法学会の会員であることを要する。
② 個別報告は、その報告に関連する論文等の業績の全部又は一部が個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の4月以前に公刊されていることを要する。
③ 個別報告を行う資格は、個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年度の4月以前から大学（各省庁大学校、短期大学、高等専門学校その他の教育機関であつて、大学と同等の水準を有する高等教育機関として理事会の指定するものを含む。）の常勤の職にある者（教授、准教授、専任講師その他これに準ずる者をいう。）にのみ付与されるものとする。但し、裁判官、検察官、弁護士その他相当の法律実務の経験を有する者であつて、個別報告審査委員会の許可を得て理事会が特に認めたものについては、この限りでない。

〔個別報告の審査〕

第3条 ①個別報告を行う者は、次の各号に定める者のうちから、個別報告の申請に関する個別報告審査委員会の審査報告に基づき、理事会が決定する。
1 第4条に定める理事の推薦に応じて個別報告の申請をした者
2 一般の公募に応じて個別報告の申請をした者
②個別報告の申請をしようとする者は、第5条第2項又は第6条第1項に定める書面を、個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の4月末日までに、理事長に提出しなければならない。
③個別報告の審査手続は、日本私法学会個別報告審査規則に定めるところによる。

〔理事推薦〕

第4条 ①理事は、次の各号に定める方法のいずれかにより、個別報告を行う者を推薦することができる。
1 個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の前年の10月に開催される理事会又は12月に開催される臨時理事会において、口頭で推薦すること。
2 理事長に対し、書面により推薦すること。
②前項の推薦は、第2条第3項本文に定める資格を充たす者に限りすることができる。

第5条 ①理事が前条の規定に基づく個別報告の推薦をしたときは、理事長は、推薦された会員に対し、これに応じて個別報告の申請を行う意思の有無を確認する。
②前条の規定に基づく理事の推薦に応じて個別報告を申請しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。
1 略歴
2 主要業績目録（個別報告と関連する論文1点を注記したもの）
3 個別報告の要旨（200字詰め原稿用紙20枚以内）
4 理事の推薦文（所定の書式により800字以内）

〔一般の公募による申請〕

第6条 ①一般の公募に応じて個別報告の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事

項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

- 1 略 歴
 - 2 主要業績目録（個別報告と関連する論文1点を注記したもの）
 - 3 個別報告の要旨（200字詰め原稿用紙20枚以内）
- ②前項の申請をする場合において、申請者は、理事の推薦文（所定の書式により800字以内）を添付することができる。

〔個別報告者の資料等の提出義務〕

- 第7条 ①理事会の決定により、個別報告を行うことを許可された者（以下「個別報告者」という。）は、個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の7月15日までに、大会会報に掲載するレジュメ等の資料を提出しなければならない。
- ②個別報告者が、前項以外のレジュメ等の資料を配付するときは、自らの費用で作成しなければならない。

〔個別報告における司会〕

- 第8条 ①個別報告の司会を担当する者（以下「司会者」という。）は、理事長が決定する。
- ②日本私法学会大会当日より前には、個別報告者に対して司会者の氏名を知らせない。但し、司会者が個別報告者に対して必要と認める連絡をとることを妨げない。
- ③司会者は、別に定める司会要領に基づき、個別報告の司会を行う。

〔個別報告の時間帯等〕

- 第9条 ①個別報告者が個別報告を行う部会及びその時間帯は、理事長が定める。
- ②個別報告においては、40分の報告及び20分の質疑応答を行うことをおおよその目安とする。

〔個別報告者の雑誌『私法』原稿の提出義務〕

- 第10条 ①個別報告者は、その個別報告を行った日本私法学会大会が開催された月の末日までに、報告原稿及び欧文による報告の要約を提出しなければならない。
- ②前項の規定に違反した場合には、個別報告者は、雑誌『私法』に個別報告を掲載する資格を失う。但し、個別報告者が前項の規定に違反したことについてやむを得ない理由があると理事長が認めたときは、この限りでない。

附 則

- この規程は、2000年12月2日から施行する。
- この改正は、2007年12月1日から施行する。
- この改正は、2008年6月7日から施行する。
- この改正は、2015年10月10日から施行する。